

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

海外経済協力勘定

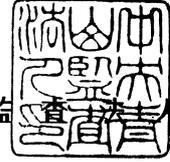
1. 中間財務諸表の作成方法について
当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 14 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 15 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
本財務諸表は国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条に定める海外経済協力業務にかかる財務諸表であります。
2. 監査証明について
当行は、第 4 期中間会計期間（平成 14 年 4 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日まで）及び第 5 期中間会計期間（平成 15 年 4 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日まで）の海外経済協力勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。
3. 中間連結財務諸表について
当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年1月6日

国際協力銀行
総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監査



代表社員
関与社員 公認会計士

細野 康弘



代表社員
関与社員 公認会計士

藤井 泰博



代表社員
関与社員 公認会計士

佐々木 貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定中間貸借対照表、海外経済協力勘定中間損益計算書及び海外経済協力勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 海外経済協力勘定中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)		第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第4期末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	23,004	0.22	21,519	0.20	59,756	0.56
有 価 証 券	122,748	1.19	122,852	1.17	122,912	1.16
貸 出 金 ※1,2,3,4,5,6,8	10,318,474	99.58	10,422,849	98.86	10,425,582	98.57
そ の 他 資 産	116,185	1.12	85,814	0.81	142,726	1.35
動 産 不 動 産 ※9	7,722	0.07	7,380	0.07	7,665	0.07
債 券 繰 延 資 産	20	0.00	15	0.00	17	0.00
貸 倒 引 当 金	△ 225,765	△ 2.18	△ 116,951	△ 1.11	△ 181,011	△ 1.71
資 産 の 部 合 計	10,362,390	100.00	10,543,479	100.00	10,577,649	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)		第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第4期末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券	25,000	0.24	25,000	0.24	25,000	0.24
借 用 金	4,647,789	44.85	4,424,386	41.96	4,611,717	43.60
そ の 他 負 債	19,875	0.19	19,743	0.19	20,234	0.19
賞 与 引 当 金	313	0.01	358	0.00	286	0.00
退 職 給 付 引 当 金	6,101	0.06	6,863	0.07	6,874	0.06
負 債 の 部 合 計	4,699,079	45.35	4,476,352	42.46	4,664,112	44.09
資 本 金	6,361,344	61.39	6,563,344	62.25	6,504,344	61.50
海外経済協力勘定資本金	6,361,344		6,563,344		6,504,344	
利 益 剰 余 金 ※10	△ 698,033	△ 6.74	△ 496,216	△ 4.71	△ 590,807	△ 5.59
海外経済協力勘定積立金	280,719		20,667		280,719	
中間(当期)未処理損失	978,752		516,884		871,526	
資 本 の 部 合 計	5,663,311	54.65	6,067,127	57.54	5,913,536	55.91
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	10,362,390	100.00	10,543,479	100.00	10,577,649	100.00

②海外経済協力勘定中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間 損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		第5期中間会計期間 損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		第4期 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	117,752	100.00	126,324	100.00	251,276	100.00
資 金 運 用 収 益	117,462		126,016		250,598	
（うち貸出金利息）	(116,868)		(125,051)		(247,935)	
（うち有価証券利息配当金）	(590)		(965)		(2,659)	
役 務 取 引 等 収 益	242		248		606	
そ の 他 経 常 収 益	47		59		71	
経 常 費 用	77,493	65.81	68,785	54.45	152,502	60.69
資 金 調 達 費 用	72,332		63,210		140,122	
役 務 取 引 等 費 用	304		417		1,882	
そ の 他 業 務 費 用	158		98		192	
営 業 経 費 ※1	4,697		4,872		10,256	
そ の 他 経 常 費 用	-		186		49	
経 常 利 益	40,259	34.19	57,539	45.55	98,774	39.31
特 別 利 益	85,660	72.75	37,053	29.33	134,375	53.48
政 府 交 付 金 収 入 ※3	-		15,000		-	
そ の 他	85,660		22,053		134,375	
特 別 損 失	816,429	693.34	2	0.00	816,434	324.92
円 借 款 関 連 損 失 ※2	816,428		-		816,428	
そ の 他	1		2		6	
中 間（当 期）純 利 益 （△は中間（当期）純損失）	△ 690,509	△ 586.40	94,591	74.88	△ 583,284	△ 232.13
前 期 繰 越 損 失	288,242		611,475		288,242	
中 間（当 期）未 処 理 損 失	978,752		516,884		871,526	

③海外経済協力勘定中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		
	第4期中間会計期間 (自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)	第4期 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間(当期)純利益(△は中間(当期)純損失)	△ 690,509	94,591	△ 583,284
減価償却費	228	211	466
貸倒引当金の増減(△)額	△ 70,919	△ 64,060	△ 115,673
賞与引当金の増減(△)額	86	71	60
退職給付引当金の増減(△)額	11	△ 10	785
資金運用収益	△ 117,462	△ 126,016	△ 250,598
資金調達費用	72,332	63,210	140,122
有価証券関連損益(△)	△ 2	186	49
為替差損益(△)	156	123	177
動産不動産処分損益(△)	△ 6	△ 264	△ 2
貸出金の純増(△)減	705,858	2,733	598,750
借入金の純増減(△)	△ 52,041	△ 187,330	△ 88,113
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	28,952	△ 2,477	46,311
資金運用による収入	121,002	182,928	228,002
資金調達による支出	△ 72,122	△ 63,498	△ 140,074
その他	641	△ 26	688
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 73,795	△ 99,628	△ 162,333
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 234	△ 239	△ 474
有価証券の売却による収入	116	50	189
動産不動産の取得による支出	△ 52	△ 208	△ 239
動産不動産の売却による収入	12	320	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 158	△ 76	△ 508
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資の受入れによる収入	76,100	59,000	219,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	76,100	59,000	219,100
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0	△ 0
V. 現金及び現金同等物の増減額	2,146	△ 40,704	56,257
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	2,615	58,873	2,615
VII. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	4,761	18,168	58,873

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	<p>当行の勘定は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。</p>	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。</p>	同 左	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引はありません。</p>	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同 左</p> <p>(2) ソフトウェア 同 左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同 左</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債</p>	<p>(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務</p>	<p>(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債</p>

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
	<p>務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105百万円であります。</p>	<p>者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105百万円であります。</p>	<p>務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105百万円であります。</p>

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
8. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。
9. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	_____	_____	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当会計年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(追加情報)

第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p>	<hr/>	<hr/>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 99,212 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 66,335 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 19,338 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 765,930 百万円であります。 (下記 6. 参照)</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当し</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 90,596 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 51,186 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 165,547 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、本行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,204,376 百万円となっております。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されてきました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された</p>	<p>ないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 836,853 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 15 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,225,426 百万円となっております。</p> <p>従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当中間会計期間より、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 カ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、765,930 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 554,030 百万円)となっております。</p>	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 141,783 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,203,975 百万円となっております。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されてきました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された</p>

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCes イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCes イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCes イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCes 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCes 無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCes 無償対象債権のうち、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行っています。</p> <p>7 .担保に供している資産はありません。</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契</p>	<p>7 . 同 左</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契</p>	<p>債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCes イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCes イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCes イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCes 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCes 無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCes 無償対象債権のうち、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCes イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行っています。</p> <p>7 . 同 左</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契</p>

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,220,167 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,192 百万円</p> <p>10 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積立てております。</p>	<p>約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,012,623 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,451 百万円</p> <p>10 . 同 左</p>	<p>約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,221,727 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,353 百万円</p> <p>10 . 同 左</p>

(中間損益計算書関係)

第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)												
<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="239 369 558 448"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>189 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>39 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議) の TDB(貿易開発理事会) 決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償) を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの) を通じて、本行に対する債務返済は確保されてきました。</p> <p>また、世銀・ I M F により重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries (HIPC s)) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPC s イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC s イニシアティブ) の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(I M F、世銀等) により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC s イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPC s 無償) の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されてきました。</p>	建物・動産	189 百万円	その他	39 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="694 369 1013 448"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>170 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>41 百万円</td> </tr> </table> <hr data-bbox="654 1052 973 1064"/>	建物・動産	170 百万円	その他	41 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1149 369 1468 448"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>386 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>79 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議) の TDB(貿易開発理事会) 決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償) を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの) を通じて、当行に対する債務返済は確保されてきました。</p> <p>また、世銀・ I M F により重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries (HIPC s)) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPC s イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC s イニシアティブ) の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(I M F、世銀等) により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC s イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPC s 無償) の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されてきました。</p>	建物・動産	386 百万円	その他	79 百万円
建物・動産	189 百万円													
その他	39 百万円													
建物・動産	170 百万円													
その他	41 百万円													
建物・動産	386 百万円													
その他	79 百万円													

<p>第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)</p>
<p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPC s 無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC s 無償対象債権のうち、拡大 HIPC s イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC s イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p> <hr/>	<p>3. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 15,000 百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。</p>	<p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPC s 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC s 無償対象債権のうち、拡大 HIPC s イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC s イニシアティブの適用が確定していない債権については、100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p> <hr/>

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年9月30日現在 現金預け金勘定 23,004百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 18,242百万円 普通預け金・ 定期性預け金 <hr/> 現金及び現金同等物 4,761百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年9月30日現在 現金預け金勘定 21,519百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 3,350百万円 普通預け金・ 定期性預け金 <hr/> 現金及び現金同等物 18,168百万円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年3月31日現在 現金預け金勘定 59,756百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 883百万円 定期性預け金・ 譲渡性預け金 <hr/> 現金及び現金同等物 58,873百万円

(リース取引関係)

第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。
2.オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 1百万円 <hr/> 合計 6百万円	2.オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 0百万円 <hr/> 合計 1百万円	2.オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 3百万円 1年超 0百万円 <hr/> 合計 4百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額（平成14年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,748
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,134
非上場外国株式	2,968
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	645

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成15年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,852
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	118,848
非上場外国株式	3,383
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	620

Ⅲ 前会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,912
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,084
非上場外国株式	3,184
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	642

（金銭の信託関係）

- I 前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
- II 当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
- III 前会計年度末（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- I 前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
- II 当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
- III 前会計年度末（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

- I 前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）
該当ありません。
- II 当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）
該当ありません。
- III 前会計年度末（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当ありません。